

ESG/統合報告 Keyword vol.28

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているIR/サステナビリティ研究室の研究員が、"いまさら聞きのくい" 初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

今回はSSBJ基準に関わるホットな用語をピックアップしました。

1 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）設立の趣旨に沿って、国際的なサステナビリティ開示基準の策定参画と、日本向けのサステナビリティ開示基準の開発のため、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構（FASF）の傘下に設立された。

2 サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）

2025年3月5日に発行された日本のサステナビリティ情報開示基準。2023年6月発行のISSBのIFRS S1とS2を元に、SSBJ基準は、「ユニバーサル基準」と、「テーマ別基準」から成り、テーマ別は「第1号一般開示基準」と「第2号気候関連開示基準」が発行されている。2025年3月5日以後終了する会計年度から任意適用が可能であり、2026年4月以降に開始する会計年度から企業規模に応じて段階的な適用となる。

ココがポイント

開示体制を整える注意点としては、IFRS S2に対応し、温室効果ガス（GHG）排出量の開示が求められており、会計報告サイクルと一致した、正確で一貫性があり信頼に足る報告プロセスの構築が前提となります。特に一部企業では必須となるScope3の排出量は範囲が広いと、データ品質を向上させるため、バリュー・チェーン上のサプライヤーとのエンゲージメントも視野に入れ、早めの準備が必要です。サステナビリティ開示においては、持続可能性を財務報告と融合させ、経営判断に組み込むことが求められるため、経営者の積極的な関与が欠かせません。財務報告書の主要な利用者である現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者といったステークホルダーとエンゲージメントを通して自社の課題を特定し社会における会社の理解を促進することが、サステナビリティ報告の信頼性を確保するカギです。

政策としては、SSBJ基準により、国際基準と同等の開示品質とすることで、日本市場の競争力拡大につながる狙いですが、世界動向の激変の中、一般に保守的でじっくり進めると捉えられる日本においては、特段障害もなくサステナビリティ開示が進むというウサギとカメの寓話のような状態となっています。

海外、例えば英国では、UK Sustainability Disclosure Technical Advisory Committee (TAC、英国サステナビリティ開示技術諮問委員会)が、ISSBとエンゲージメントを通して自国の利益をどう守り、実務的に齟齬がない基準とするかを詳細に検討しています。トランプ政権下のESGへの揺り戻しやウクライナ戦争による地政学的リスクの高まりで世界のサステナビリティ開示を巡る温度感も変わり続けている中、今後のテーマ別基準策定に向け、外圧に従うのみならず、日本も自国の利益を守りつつ実用的な基準作りが期待されます。企業も自社の競争力に資するようロビイングや開示の工夫が求められます。

3 第三者保証（Third party assurance）

第三者保証は、当局、投資家や社会にとって、企業開示が規制に沿った妥当なものかを知る手段であり、報告内容に信頼性を担保するもの。GHG排出量等サステナビリティ開示には膨大で複雑なデータポイントが含まれるため人為的エラーの余地が大きく、第三者保証に期待される役割は大きい。

4 限定的保証（Limited assurance）

評価者は一定の結論に至ったが、入手した情報に限りがあるため限られた確度において誤りが見つからなかったことを消極的に保証するもの。財務報告の監査におけるレビューに相当。書面監査やインタビューが主で低コスト。企業がサステナビリティ開示の第三者保証として自主的に取り付けるものとして一般的。

5 合理的保証（Reasonable assurance）

評価者は十分な監査を実施し、確度の高い結論に至ったとする保証。財務報告の監査における監査意見に相当する。実査等を含むため高コスト。

高い水準で検証や証拠提供がなされるため「合理的保証」のほうが「限定的保証」より一般的に信頼性が高いとされる。

ココがポイント

金融審議会ではSSBJ基準に基づいた開示に対して2024年9月に策定されたISSA5000（国際サステナビリティ保証基準）やIESSA（サステナビリティ保証に関する国際倫理基準）に対応した第三者保証を、それぞれ、SSBJ基準の適用開始時期の翌期からとする旨、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの中間論点整理（※）で述べられています。導入は限定的保証を想定しており、合理的保証に移行するか検討は行わないこととされています。保証の範囲は最初の2年間はScope1とScope2のGHG排出量、ガバナンス、リスク管理とされ、3年目以降は世界動向を見て決定される予定です。Scope3は企業社内だけでなくバリュー・チェーン上のデータであるため、保証提供者に対するセーフ・ハーバー（免責条項）も議論されています。

保証サービス提供者は、監査法人を始め、新たな登録制度のもと登録された業者が想定されていますが、サービス提供者が外部専門家を起用することを許容することも視野に入っています。

財務報告と同時にサステナビリティ開示を行い、第三者保証まで取り付けるとなると、迅速・正確な情報収集・加工プロセスが求められます。

制度の課題としては、「限定的保証」の要求事項がまだ詳細に規定されておらず、保証サービス提供者側にとの程度詳細に検証するか裁量の余地があることです。保証水準が不統一である場合、利用者が期待する水準と実際の水準にギャップが発生する可能性があり、また他の企業との比較可能性に影響が出る可能性もあります。他方、「合理的保証」は実施例が少ないため、対応できる評価者に限りがあるという問題があります。

※「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する ワーキング・グループ 中間論点整理」（金融庁）2025 年7月17日
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717/01.pdf)